

◎新潟県告示第1265号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年12月5日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
有松歯科医院	胎内市大川町13番64号	平成29年9月30日
長谷川医院	上越市国府4丁目3番14号	平成29年9月30日
城北クリニック	新発田市中曾根町1丁目3番25号	平成29年9月30日
有限会社嵐南調剤薬局	見附市昭和町2丁目21番21号	平成29年10月1日
株式会社 つばめ コアラ薬局	燕市佐渡字浦田243-1	平成29年8月31日
むらかみ調剤薬局	村上市羽黒町11番22号	平成29年9月18日
あおば南長岡薬局	長岡市千歳3-2-33	平成29年8月31日
上越市役所前やまもとクリニック	上越市木田1丁目3-31	平成29年8月31日
永田医院	阿賀野市山崎340	平成29年8月31日